

「奈良県在宅歯科口腔保健ツールパック」について

**(一社)奈良県歯科医師会・奈良県
令和5年12月**

「在宅歯科口腔保健ツールパック」について

「在宅歯科口腔保健ツールパック」とは

在宅療養に関わる保健福祉関係者や当事者の家族の方が、対象となる療養者のお口の健康状態を把握して、必要な歯科医療につなぐことができるようにするための画像資料や関係者間で情報を共有するための記載様式です。

在宅療養者の歯科口腔の健康維持管理に役立てることを目的としています。

「在宅歯科口腔保健ツールパック」の構成

本ツールパックは下記1.～6.のパートにより構成されています。

1. 「在宅歯科口腔保健ツールパック」について（この文書）
2. 資料1：歯と口のチェックリスト〔写真版〕
3. 様式1：歯と口の確認シート
4. 様式2：歯と口のチェックリスト〔アセスメント版〕
5. 様式3：訪問歯科診療報告書〔初回用〕
6. 様式4：訪問歯科診療報告書〔2回目以降用〕

- ・資料1は、クリアファイル等に挟み、持ち運んで使用することを想定しています。
- ・様式1及び様式2のチェック欄は、利用者が訪問歯科治療の受診調整を行う際、対象となる療養者のお口の健康状態を伝達する際の説明資料にすることを想定しています。
- ・様式3及び様式4は、歯科医療関係者から在宅療養者のご家族及び生活支援に係る関係者に口腔内の状態や治療内容、依頼事項等の情報共有時に活用することを想定しています。また、ケアプランへの活用も期待されます。

「在宅歯科口腔保健ツールパック」の利用者

本ツールパックは、作成の主旨から、下記1.～3.の方に使用されることを想定しています。

1. 在宅療養者ご家族
2. 在宅療養者に生活支援に係る関係者
(医師・訪問看護師・介護支援専門員・訪問介護職 等)
3. 歯科医療関係者(歯科医師・歯科衛生士)

「在宅歯科口腔保健ツールパック」の使い方

1. 在宅療養者の歯と口の状態を確認する。
2. 歯と口の状況をチェックリストに記入する。
3. 歯科治療が必要と思われる場合の対応
4. 訪問歯科診療の実施
5. 在宅療養者及びご家族への情報提供

→ 詳細は次のページ

「在宅歯科口腔保健ツールパック」の使い方

1. 在宅療養者の歯と口の状態を確認する。
2. 歯と口の状況をチェックリストに記入する。

- ・資料1：歯と口のチェックリスト〔写真版〕と様式1：歯と口の確認シート 又は
- ・様式2：歯と口のチェックリスト〔アセスメント版〕 を使用する。

本ツールパックの利用者は、在宅療養者のお口と上記パーティに掲載の写真を見比べて、唇・舌等それぞれの項目について、状態を確認する。

あてはまる状態を様式1又は様式2の下段のチェックボックスにマークする。

- ① 全て健全に該当 → 現在の口腔健康管理を継続する。
- ② 健全に該当しない項目がある → 次の「3. 歯科治療が必要と思われる場合の対応」へ

3. 歯科治療が必要と思われる場合の対応

本ツールパックの利用者は、在宅療養者本人とご家族の方にチェックされた項目を報告する。上記「② 健全に該当しない項目がある」場合は、歯科治療の必要性について説明する。在宅療養者本人又はご家族の方が訪問歯科治療を希望した場合は、受診調整を試みる。受診調整に先立ち、在宅療養者本人にかかりつけ歯科医があるかどうかの有無を尋ねる。

- ① かかりつけ歯科医が有る場合 → 当該かかりつけ歯科医に連絡し、受診調整を行う。
- ② かかりつけ歯科医が無い、又はかかりつけ歯科医による訪問歯科治療が困難な場合
→ 奈良県歯科医師会内の在宅歯科医療連携室に連絡し、受診調整を行う。

TEL:0742-33-0861 月・火・水・金 9:00~17:00

4. 訪問歯科診療の実施

- ・様式3：訪問歯科診療報告書〔初回〕 又は
- ・様式4：訪問歯科診療報告書〔2回目以降〕 を使用する。

受診調整が整えば、受託した歯科医療機関が訪問歯科診療を実施する。歯科医師が必要と判断すれば、歯科衛生士による訪問歯科衛生指導が実施される。

訪問歯科診療又は訪問歯科衛生指導に従事した歯科医師・歯科衛生士は、初回診療時は様式3、2回目以降は様式4に在宅療養者の状態を記入する。

5. 在宅療養者及びご家族への情報提供

- ・様式3：訪問歯科診療報告書〔初回〕 又は
- ・様式4：訪問歯科診療報告書〔2回目以降〕 を使用する。

様式3又は様式4に記入した歯科医師・歯科衛生士は、在宅療養者本人及び当事者の家族の方に口腔内の状態、治療内容、依頼事項、今後の実施計画について説明する。

在宅療養者本人の同意がある場合は、在宅療養に関わる保健福祉関係者にも情報共有する。